

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社： 会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社： 会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2022年6月14日

株式会社九州リースサービス

株式会社ケイ・エル・アイ

吸収分割に係る事前開示書類

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
株式会社九州リースサービス
代表取締役社長 礒山 誠二

福岡県福岡市博多区住吉三丁目1番1号
株式会社ケイ・エル・アイ
代表取締役社長 安部 能成

株式会社九州リースサービス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社ケイ・エル・アイ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2022年5月12日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2022年10月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む不動産リース業務、車両の販売業務、不動産賃貸及び不動産販売業務、生命保険の募集業務、売電業務並びに倉庫業務に係る事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、普通株式1株を新たに発行し、吸収分割会社に対して割当交付いたします。

吸収分割会社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が吸収分割会社の100%子会社であり、かつ本吸収分割は、吸収分割承継会社が発行する全株式を吸収分割会社に割り当てる分社型吸収分割であることから、吸収分割会社と吸収分割承継会社との間で協議のうえ決定したものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社が増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりです。これらの額は、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び吸収分割会社から承継する権利義務等に鑑み、相当であるものと判断しております。

資本金の額	金 21,000,000 円
資本準備金の額	金 26,000,000 円
利益準備金の額	金 0 円

3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号及び第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を福岡財務支局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は吸収分割会社の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/library/securities.html>

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号ハ）

吸収分割会社は、2022 年 5 月 12 日付で、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス（以下「西日本 F H」といいます。）との間で資本・業務提携契約を締結いたしました。当該資本・業務提携契約に基づき、西日本 F H は、吸収分割会社の複数の既存株主から相対取引によりその保有する吸収分割会社の普通株式を 2022 年 10 月中に譲り受

け、既存の保有株式と合わせて議決権ベースで30%程度の吸収分割会社の普通株式を保有することを予定しております。これにより、西日本F Hは吸収分割会社の筆頭株主となり、吸収分割会社は西日本F Hの持分法適用会社となる予定です。

- ② 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ及び第192条第6号イ）

吸収分割承継会社は、2022年5月12日付で、吸収分割会社の100%子会社であるキューディーアセット株式会社との間で吸収合併契約を締結しており、2022年10月1日を効力発生日として、吸収分割承継会社を吸収合併存続会社、キューディーアセット株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

6. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の資産の額は163,586百万円（2022年3月31日現在の貸借対照表における金額。以下6.における資産及び負債額について同じ。）、負債の額は130,490百万円です。そして、本吸収分割に際して、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は約44,226百万円、負債の額は約11,329百万円であるため、本吸収分割が吸収分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えられます。

また、2022年3月31日時点から本日に至るまでに吸収分割会社の資産及び負債並びに吸収分割会社から本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本効力発生日までの間についても、重大な変動をもたらす事象の発生は予想しておりません。

したがって、本効力発生日以降において吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、及び、本効力発生日以降についても吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点で予想しておりませんことから、本効力発生日以降における吸収分割会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

- (2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の資産の額は約2,212百万円、負債の額は約1,933百万円です。本吸収分割に際して、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は約44,226百万円、負債の額は約11,329百万円であり、上記5.(3)②に記載の吸収合併により、吸収分割承継会社がキューディーアセット株式会社から承継する予定の資産の額は約1,681百万円、負債の額は約1,732百万円です。これら合計すると吸収分割承継会社が承継する予定の資産の額は負債の額を上回っております。

2022年3月31日時点から本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに上記により吸収分割承継会社が承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じてお

らず、上記吸収合併のほか、本効力発生日までの間について、重大な変動をもたらす事象の発生は予想しておりません。

したがって、本吸収分割後において吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、及び、本効力発生日以降についても吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点で予想しておりませんことから、本効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

別紙1 吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社九州リースサービス（以下「甲」という。）と株式会社ケイ・エル・アイ（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022年5月12日付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲の不動産リース業務、車両の販売業務、不動産賃貸及び不動産販売業務、生命保険の募集業務、売電業務並びに倉庫業務に係る事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は次に掲げるとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社九州リースサービス

住所：福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ケイ・エル・アイ

住所：福岡市博多区住吉三丁目1番1号

第3条 （承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務（金銭債務に限る。）については、効力発生日以降においても、甲が併存的にこれを引き受けるものとする。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日の前日までの増減を加除することにより確定する。

第4条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式1株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務

務の対価として甲に対し割当交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次に掲げるとおりとする。但し、効力発生日における承継対象事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

- ① 資本金の額 金 21,000,000 円
- ② 資本準備金の額 金 26,000,000 円
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第8条 (従業員の処遇)

1. 乙は、本吸収分割に際して、承継対象事業に従事する甲の従業員の雇用契約を承継しない。但し、承継対象事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りではない。
2. 甲は、効力発生日において、承継対象事業を円滑に運営するために必要な経験及び能力を有する必要な人数の人員を乙に出向させるものとする。この場合における出向に係る条件等は、甲及び乙が協議し合意の上、決定する。

第9条 (競業禁止義務)

甲は、本吸収分割にかかわらず、承継対象事業について、一切の競業禁止義務を負わないものとする。

第10条 (条件の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本吸収分割の目

的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条 （協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月12日

甲： 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
株式会社九州リースサービス
代表取締役社長 礒山 誠二



乙： 福岡市博多区住吉三丁目1番1号
株式会社ケイ・エル・アイ
代表取締役社長 安部 能成



(別紙)

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

- ① 現金預金 22.5 億円
- ② 承継対象事業に属する、売掛金、リース債権、リース投資資産、販売用不動産、賃貸料等未収入金、前払費用、その他の流動資産等の流動資産

(2) 固定資産

- ① 承継対象事業に属する、賃貸不動産、その他の営業資産等の有形固定資産
- ② 土地及び建物（具体的には別添 1 土地建物目録記載の土地及び建物をいう。）、並びに、当該建物に係る建物付属設備、構造物及び機械装置

(3) 投資その他の資産

承継対象事業に属する、長期前払費用、その他の投資等の投資その他の資産

2. 承継の対象となる債務

(1) 流動負債

承継対象事業に属する、短期借入金、1年以内償還予定の社債、1年以内返済予定の長期借入金、賃貸料等前受金、未払費用、前受収益、その他の流動負債等の流動負債

(2) 固定負債

承継対象事業に属する、長期借入金、預かり保証金、資産除去債務、その他の固定負債等の固定負債

3. 承継の対象となる契約及び権利義務（雇用契約を除く）

甲が当事者となっている承継対象事業に属する契約及びこれらに付随する権利義務

4. 雇用契約

本吸収分割において、甲の従業員との雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務は承継しない。

5. 許認可等

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、乙が承継対象事業を営むために必要なものであって、法令上承継可能なもの

6. 承継対象となる権利義務の変更

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、承継対象事業を乙に承継するために必要となった場合及び承継対象事業の承継によって甲又は乙のいずれかに想定外の出捐その他業務運営上の支障を生じることが判明した場合には、必要に応じて甲及び乙は協議し合意の上、本別紙「承継権利義務明細表」の内容を変更することができる。

以上

別添1 土地建物目録

1. サンライフセンタービル

(1) 土地

所在	地番	地目	登記簿地積 (㎡)
福岡市博多区博多駅前四丁目	178 番	宅地	66.33
福岡市博多区博多駅前四丁目	179 番	宅地	162.76
福岡市博多区博多駅前四丁目	180 番 1	宅地	78.31
福岡市博多区博多駅前四丁目	180 番 2	宅地	65.52
福岡市博多区博多駅前四丁目	181 番	宅地	67.34
福岡市博多区博多駅前四丁目	183 番	宅地	69.85
福岡市博多区博多駅前四丁目	184 番	宅地	62.39
福岡市博多区博多駅前四丁目	185 番	宅地	102.59

(2) 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)
福岡市博多区博多駅前四丁目、179 番地、178 番地、180 番地 1、180 番地 2、181 番地、183 番地、184 番地、185 番地	179 番	事務所 店舗 駐車場	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 9階建	1階 385.08
				2階 307.93
				3階 371.38
				4階 455.80
				5階 449.34
				6階 449.34
				7階 449.34
				8階 449.34
				9階 449.34
				地下1階 246.80

2. KL 姪浜

(1) 土地

所在	地番	地目	登記簿地積 (㎡)
福岡市西区内浜一丁目	44 番	宅地	1428.43

(2) 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)
福岡市西区内浜一丁目 44 番地	44 番	共同住宅	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根7階 建	1階 274.53
				2階 454.39
				3階 454.39
				4階 454.39
				5階 392.76
				6階 227.07
				7階 187.06

以上



事業報告書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度は、LED照明レンタル、商品販売（空調設備）を中心に株式会社九州リースサービスとの連携による安定収益基盤の確立を目指し、営業活動を展開してまいりました。

また、2021年2月より、「ウイルス不活化、除菌環境機器」のレンタル販売を開始しました。

この結果、売上高は581,994千円（前期比△22.4%）、経常利益は59,114千円（前期比△4.0%）、当期利益43,517千円（△4.0%）となりました。

売上減少の主な要因は、今期の下期より電気工事以外の建築工事請負事業を取り止めたことによります。

また、防音パネル事業（レンタル、販売）については、稼働率の著しく低かった関東ヤード、関西ヤードのパネルを売却（売却額46,005千円）し不採算商品の整理を行いました。

(2) 設備投資の状況

当会計年度における主な設備投資は、環境部門のソーラー事業において、2020年9月末に以下の低圧のソーラー4物件を取得しました。

単位：千円

	発電出力	区画数	土地代金	機器代金
新富町	400Kw	10	5,000	140,000
末吉町	240kw	6	3,000	70,000
高鍋町	200kw	5	3,000	65,000
川南町	440kw	11	7,000	145,000
合計	1,280kw	32	18,000	420,000

投資効果として、売上は年間約60,000千円以上、営業利益も約15,000千円見込める予定です。

(3) 資金調達の状況

当会計年度における資金調達は以下の通りです。

1. LEDのレンタル資産の調達 139,673千円
2. 低圧ソーラー取得に関する資金 420,000千円

1のLEDレンタル資産の調達は株式会社九州リースサービスから割賦販売契約を受けております。

2の低圧ソーラーの取得は、株式会社九州リースサービスから所有権移転付リースを受けています。

その結果、株式会社九州リースサービスからの割賦未払金残高は、747,140千円となり、長期リース債務は、877,787千円になりました。

(4) 対処すべき課題

コロナ化より、営業活動に制限を受けている状況ですが、株式会社九州リースサービスグループとしての強みを最大限発揮し、レンタル事業の一層の拡充と積極的な展開を行い、安定的な収益の確保を目指します。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)
売上高 (千円)	684,922	750,021	581,994
経常利益 (千円)	58,423	61,597	59,114
当期純利益 (千円)	1,264	45,315	43,517
1株当たり当期純利益(円)	790	28,321	27,198
総資産 (千円)	1,373,413	1,529,432	1,958,066
純資産 (千円)	151,251	196,566	240,084
1株当たり純資産 (円)	94,531	122,853	150,052

(注) 1株当たり当期純利益(損失)については、期末発行済株式数(1,600株)にて算出しております。

(6) 主な事業内容

当社は、LED照明のレンタル及び販売事業、その他機械商品販売事業、電気工事請負業、高圧、低圧仕様のソーラーによる売電事業等を行っております。

(7) 事業所

本社 福岡市博多区博多駅前4丁目4番21号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期比増減
8名	1名減

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況

- ① 発行可能株式総数 6,400 株
- ② 発行済株式総数 1,600 株
- ③ 当事業年度末の株主数 2 名
- ④ 株主

株主名	持株数	議決権
株式会社九州リースサービス	1,440株	90%
株式会社大石企画	160株	10%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役	安部 能成	経営全般
取締役	簗田 隆	建設担当
取締役	中野 茂	株式会社九州リースサービス 取締役専務執行役員
取締役	石原 隆	株式会社九州リースサービス 取締役常務執行役員
取締役	黒瀬 健男	株式会社九州リースサービス 取締役常務執行役員
取締役	野中 康平	株式会社九州リースサービス 取締役上席執行役員
取締役	大石 堅治	株式会社大石企画 代表取締役
監査役	阿部 浩一	株式会社九州リースサービス 常勤監査役

4. 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はございません。

貸借対照表
(2021年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,219,543,958	流動負債	88,745,941
現金及び預金	172,083,518	買掛金	73,601,072
受取手形	6,655,012	未払費用	2,944,816
売掛金	47,797,093	未払法人税等	8,480,400
リース投資資産	855,317,753	その他の流動負債	3,719,653
割賦債権	61,341,584		
商品	5,448,036		
前払費用	3,240,200		
その他の流動資産	75,125,524		
貸倒引当金	△ 7,464,762		
固定資産	738,522,265	固定負債	1,629,235,723
有形固定資産	733,001,239	長期割賦未払金	747,140,824
建物	709,170	長期リース債務	877,787,899
建物附属設備	30,213	退職給付引当金	4,307,000
機械装置	388,962		
器具備品	82,828		
土地	19,178,933		
リース資産	712,611,133		
無形固定資産	569,026		
電話加入権	153,600		
ソフトウェア	415,426		
投資その他の資産	4,952,000		
関係会社株式	4,950,000		
出資金	1,000		
保証金	1,000		
		負債 合計	1,717,981,664
		純資産の部	
		資本金	80,000,000
		利益剰余金	160,084,559
		その他利益剰余金	160,084,559
		繰越利益剰余金	160,084,559
		純資産 合計	240,084,559
資産 合計	1,958,066,223	負債・純資産合計	1,958,066,223

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:円)

科目	金額	
売上高		
リース売上高	229,281,323	
レンタル売上高	41,489,936	
割賦売上高	3,345,148	
商品売上高	118,485,295	
メンテナンス売上高	4,372,272	
建築工事売上高	29,527,200	
売電売上高	138,960,211	
その他売上高	11,248,377	
SPC売上高	5,284,839	
		581,994,601
売上原価		
リース売上原価	150,208,412	
レンタル売上原価	32,753,649	
商品売上原価	97,435,192	
メンテナンス売上原価	1,793,675	
建築工事売上原価	27,274,350	
売電売上原価	80,253,671	
その他売上原価	326,000	
資金原価	51,873,724	
		441,918,673
売上総利益		140,075,928
販売費及び一般管理費		81,410,680
営業利益		58,665,248
営業外収益		
受取利息	845	
雑収入	510,358	
		511,203
営業外費用		
雑損失	61,541	
		61,541
経常利益		59,114,910
税引前当期純利益		59,114,910
法人税、住民税及び事業税		15,597,100
当期純利益		43,517,810

株主資本等変動計算書
 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:円)

	株主資本				純資産の部
	資本金	利益剰余金		株主資本	
		繰越利益剰余金			
当期首残高	80,000,000	116,566,749	116,566,749	196,566,749	196,566,749
当期変動額					
当期純利益		43,517,810	43,517,810	43,517,810	43,517,810
当期変動額合計		43,517,810	43,517,810	43,517,810	43,517,810
当期末残高	80,000,000	160,084,559	160,084,559	240,084,559	240,084,559

個別注記表

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係わる事項

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	法人税法の規定による定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降取得した建物附属設備、構築物については定額法による。
無形固定資産	法人税法の規程による定額法
リース資産	リース期間定額法

III. 貸借対照表に関する注記

1. 破産更生債権等から直接減額した取立不能見込額	1,991,316	円
2. リース投資資産の内訳		
債権額	1,133,380,090	円
受取利息相当額	△ 278,062,337	円
差引	855,317,753	円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数	1,600	株
-------------------------	-------	---

監査報告書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月10日

株式会社ケイ・エル・アイ

監査役 阿部 浩一 ⑩